

随意契約及び前金払いをする理由書

本工事は、大阪第6地方合同庁舎（仮称）整備等事業における庁舎建替工事により、府庁（新別館）と大阪府警察本部の大阪府防災行政無線システム（以下、「無線システム」という。）の無線回線が遮断することから、代替手段による機能確保を行うために、無線設備等の撤去、光ケーブル等の新設及び試験調整等を行う対策工事です。

今回、工事の対象となっている無線システムは、平成24年度から平成26年度にかけて日本電気株式会社関西支社が設計、製作、施工したものであり、各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などについて独自に開発・設計した制御技術、信号処理技術が採用されており、機器改造の実施にあたっては、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力及び無線システム全体の機能動作試験を行う必要があり、無線設備が常時稼働中であることから、運用停止期間を最小限にするためにも、他社では実施できないものであります。

以上のことから、無線設備の設計・製作・施工を実施した日本電気株式会社関西支社以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則62条 運用2（2）アに基づき比較見積り書を省略し、同社のみより見積りを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であったため、公共工事の前金払に関する要綱第2条の規定により、前金払い対象とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。